

Weekly Report

第526日号
令和元年10月23日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

相続放棄等をする場合の「熟慮期間」

政府は、台風19号による災害を「特定非常災害」に指定しました。これに伴い、被災者の権利や利益の保全等を図るため、運転免許などの許認可等に係る有効期限の延長や、期限内に履行されなかった届出等の義務の猶予など、行政手続きに関する特別措置が適用されます。

この特別措置により、相続放棄等の熟慮期間についても延長が行われます。

◆「相続放棄」と「限定承認」

被相続人（亡くなった方）の財産を相続する場合に、相続人は現預金や土地等の財産だけではなく、借金等の債務も含めて相続することになります。これを「単純承認」といいます。

一方、借金等の債務が財産により明らかに多い場合などは「相続放棄」をすることで、被相続人の全ての財産と債務を引き継がないことができます。また、借金等が不明な場合などに、相続で得た財産を限度として債務を引き継ぐ「限定承認」という方法もあります（手続きが煩雑なため注意が必要）。

◆相続放棄等をする場合の「熟慮期間」

相続人が相続放棄や限定承認を選択する場合は原則、「相続の開始があったことを知った時から3ヵ月以内」に家庭裁判所でその旨を申述する必要があり、この期間を「熟慮期間」といいます。

今回の特別措置では、特定非常災害発生日（令和元年10月10日）において、災害救助法が適用された区域に住所を有していた相続人を対象に、熟慮期間が令和2年5月29日まで延長されます。

なお、熟慮期間内に相続放棄等をしなかった場合は原則、単純承認をしたものとみなされます。

平成30年度の黒字申告割合は約35%

国税庁によると、平成30年度における法人税の申告件数292万9千件のうち、黒字申告は101万7千件（同2.8%増）で、黒字割合は34.7%（同0.5%ポイント増）と8年連続で上昇しました。また、黒字申告1件あたりの所得金額は7216万円（同0.9%増）です。

一方、6割超を占める赤字法人1件あたりの欠損金額は683万円（同5.1%減）となっています。

なお、欠損金が生じた場合には、翌年度以降に繰越して所得から控除する「繰越控除」や、前年度の所得と相殺して法人税の還付を受ける「繰戻還付（資本金1億円以下の中小法人等に限り）」が適用できます。

年末調整で提出が必要となる申告書を確認

年末調整は「扶養控除等（異動）申告書」などに基づいて行いますので、年の途中で扶養親族の数などに異動があった場合に異動申告が行われているかなどを早めに確認します。

また、配偶者控除又は配偶者特別控除は、給与所得者本人の合計所得金額が1千万円以下であり、生計を一にする配偶者の合計所得金額が123万円以下の場合に適用されますが、年末調整において適用を受けるためには、「配偶者控除等申告書」の提出が必要となります。